

平成21年8月26日

公正取引委員会事務総局経済取引局企画室 御中

社団法人 信託協会

**「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から
第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する
規則の一部改正(案)」に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【意見1】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部改正案第2条の7第6号、7号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「法」という。）第10条第2項の適用除外とされるあらかじめ株式の取得に関する計画を届け出ることが困難な場合として、「金銭の信託」が規定されているが、この場合、包括信託が適用除外とされないものと解される可能性がある。したがって、これを法第10条第2項の規定と同様「金銭又は有価証券に係る信託」と修正いただきたい。

【意見2】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部改正案第2条の7第6号

法第10条第2項の適用除外とされるあらかじめ株式の取得に関する計画を届け出ることが困難な場合として、「金融商品取引業者」と投資一任契約を締結する場合が規定されているが、この場合、登録金融機関として投資運用業を行う信託兼営金融機関と投資一任契約を締結する場合が適用除外とされないものと解される可能性がある。したがって、これを金融商品取引法第34条に規定する「金融商品取引業者等」と修正いただきたい。

以上